

第1回千葉県内水面漁場管理委員会 会議次第

期日：令和6年12月20日（金）

午後1時30分から

場所：千葉県教育会館608会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 農林水産部及び事務局職員紹介

5 仮議長の選出

6 会長の選出

7 議事録署名人の選出

8 会長代理の選出

9 説明事項

（1）千葉県内水面漁場管理委員会について

（2）千葉県の内水面漁業（漁業制度）について

（3）千葉県の内水面漁業の課題と県の取組について

（4）漁業権漁場における有用魚介類の生息状況等について

10 議 題

（1）千葉県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

（2）その他

11 そ の 他

12 閉 会

第1号議案

千葉県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、令和6年12月4日付け水産第1750号で知事から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和6年12月20日

会 長

千葉県内水面漁場管理委員会 様

千葉県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、別紙のとおり改正したいので、漁業法第57条第5項及び同法第119条第8項並びに水産資源保護法第4条第7項の規定により諮問します。

令和6年12月4日

千葉県知事 熊谷 俊 人

（公印省略）

【別紙】

千葉県漁業調整規則の一部改正 新旧対照表

【参考資料】

千葉県漁業調整規則の一部改正について（概要）

千葉県漁業調整規則の一部改正 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正 (案)	現行
(遊漁者等の漁具又は漁法の制限) 第四十五条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 い。 一 竿釣及び手釣 二 たも網及びすくい式さ手網 三 投網 (船を使用しないものに限る。) 四 くまで及び移植ごと (柄の長さ五十センチメートル以内のものに限る。) 五 徒手採捕 2～3 (略)	(遊漁者等の漁具又は漁法の制限) 第四十五条 何人も、海面において次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。 い。 一 竿釣及び手釣 二 たも網及びすくい式さ手網 三 投網 (船を使用しないものに限る。) 四 貝類徒歩堀 (まんが及び貝まきを使用するものを除く。) 五 藻類の徒手採捕 2～3 (略)

改正（案）	現行
(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第五十一条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があるとき、第四條第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 一～三 （略） 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。	(衛星船位測定送信機の備付け命令) 第五十一条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があるときは、第四條第一項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。 一～三 （略） (新設)

改正（案）	現行
第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第二項若しくは第四項、第三十八条から第四十四条まで、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定に違反したとき。 二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十七条第三項の規定により付けた条件に違反したとき。 三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条	第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の<u>懲役</u>若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第二項若しくは第四項、第三十八条から第四十四条まで、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定に違反した者 二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十七条第三項の規定により付けた条件に違反した者 三 第二十三条第一項（第三十三条第十三項において準用する場合を含む。）、第三十三条第十三項において準用する第二十二条

改正（案）	現行
第二項、第四十六条第二項又は第五十条第一項の規定に基づく 命令に違反したとき。 2 （略） 第六十条 第二十五条第一項（第四十八条第八項において準用する 場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十五条 第一項の規定に違反したときは、<u>当該違反行為をした者は、科料 に処する。</u>	第二項、第四十六条第二項又は第五十条第一項の規定に基づく 命令に違反した者 2 （略） 第六十条 第二十五条第一項（第四十八条第八項において準用する 場合を含む。）、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十五条 第一項の規定に違反した者は、科料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四十五条第一項第四号の改正規定及び第五十九条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則（前項ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

千葉県漁業調整規則の一部改正について（概要）

漁業法及び刑法の一部改正に伴い、水産庁から都道府県に漁業調整規則を改正するよう通知があったため、千葉県漁業調整規則（以下「規則」という。）の関係条文を改正します。

また、これまで改正の検討を進めてきた遊漁者等の漁具又は漁法の制限に係る規定について、近年の遊漁者の採捕実態を踏まえ規定を明確化するとともに制限を見直します。

1 改正概要

（1）漁業法及び刑法の一部改正に伴う関係条文の改正（水産庁の規則例に沿って改正）

ア 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 51 条関係）

漁業法において、違法操業を監視する衛星船位測定送信機（VMS）の備付け命令を受けた者は、当該機器の通信妨害等をしてはならないことが規定されたため、規則においても同様に規定する。

イ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正（規則第 59 条関係）

刑法において、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたため、規則の関係条文を改正する。

ウ 罰則規定に係る文言の調整（規則第 59 条及び第 60 条関係）

両罰規定（規則第 61 条）の対象となる規定（規則第 59 条及び第 60 条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

※両罰規定…違反が行われた場合に、行為者本人だけでなく、その行為者と一定の関係にある法人等をも処罰する旨の規定。

（2）遊漁者等の漁具又は漁法の制限の規定の見直し（規則第 45 条関係）

ア 規則第 45 条第 1 項第 4 号

「貝類徒手堀」は、潮干狩りなどで「くまで」や小型の「移植ごて」を使用して砂泥中の貝類を採捕する漁法であるが、遊漁者にとって分かりにくい規定となっているため、近年の遊漁者の採捕実態を踏まえ、くまでや移植ごての寸法を定めて分かりやすい規定にする。

イ 規則第 45 条第 1 項第 5 号

「徒手採捕」は、いわゆる「手づかみ」による採捕の規定であるが、前号の貝類徒手堀の規定と併せると、手づかみの対象が「貝類」と「藻類」に限定され、それ以外の水産動植物を採捕することは認められていない。

一方、遊漁がレジャーとして普及している中で、手づかみによる採捕の対象を限定する必要がなくなっており、現在、全国で徒手採捕の対象を限定している都道府県は本県のみである。

このため、遊漁者の採捕実態を踏まえ、徒手採捕の対象を限定しない規定に改正する。

2 スケジュール

令和6年10月	関係漁協等、地方検察庁、取締機関及び隣県説明・協議
令和6年11月	パブリックコメント
令和6年11月	水産庁事前協議
令和6年12月	海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会への意見聴取
令和7年1月	水産庁認可申請
令和7年3月	規則公布

3 施行予定日

公布の日から施行する。ただし、以下の規定は施行期日を定める。

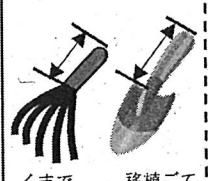
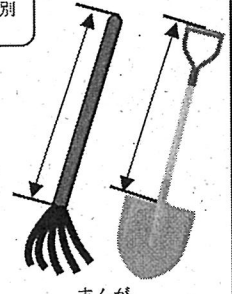
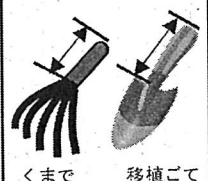
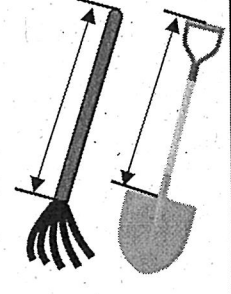
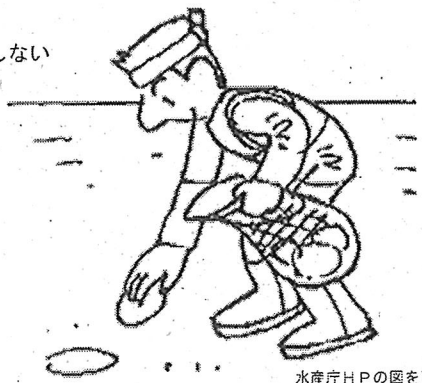
(1) 第45条第1項第4号

遊漁者が使用できるくまで及び移植ごての寸法を定める改正であり、一定の周知期間を設けるため、公布の日から約3か月後の令和7年6月1日から施行する。

(2) 第59条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）

令和7年6月1日から施行する。

(参考) 遊漁者が使用できる漁具又は漁法のイメージ図

改正前		改正後	
貝類徒歩堀（まんが及び貝まきを使用するものを除く。） 【第45条第4号】		くまで及び移植ごて（柄の長さ50cm以下のものに限る。） 【第45条第4号】	
使用可	使用不可	使用可	使用不可
大型のものかどうかで区別  くまで 移植ごて	 まんが  貝まき 柄の長さにかかわらず使用不可	 くまで 移植ごて	 柄の長さ50cm超  貝まき 柄の長さにかかわらず使用不可
貝類徒歩堀のうち貝類の徒手採捕【第45条第4号】 藻類の徒手採捕【第45条第5号】 対象が水産動植物のうち 貝類・藻類に限定		徒手採捕【第45条第5号】 対象を限定しない	
 水産庁HPの図を改変		 水産庁HPの図を引用	